

熊薬同窓会HPブログ開設・運用に関する規定

第1条（趣旨） 本規定は、熊薬同窓会の会員サービスの一環として、熊薬同窓会HPの機能を利用し、熊薬同窓会HP上への専用ブログの開設・運用に関する規定である。

第2条（目的） 本ブログは、同窓生間の情報伝達などコミュニケーションの場として利用する事を目的として開設される。

第3条（開設可能団体） 本ブログの開設可能団体は、熊薬同窓生のコミュニティーである熊薬同窓会各支部、同期会、クラス会、同門会などである。

第4条（開設申請・許可） 本ブログ開設を希望する場合、申請団体代表者は別途申請書（又は申請事項）に必要事項を記入の上、同窓会事務局まで郵送若しくは電子版、e-mailにて送付する。申請内容について同窓会長及び同窓会幹事長にて確認・審議後、同窓会長が開設許可の決定を行う。

- 1) 申請団体名
- 2) 団体の構成人数
- 3) 申請団体代表者
- 4) 代表者連絡先（卒業年、郵便番号、住所、電話番号、e-mail）
- 5) ブログ管理者連絡先（卒業年、郵便番号、住所、電話番号、e-mail）
- 6) 開設理由・目的

第5条（開設費用） 本ブログ開設に当たっては設定費用（実費）として1団体あたり5,250円（税込）を申し受ける。但し、申請団体の代表者が納めている同窓会会費及び寄付金の合計額が、申請日より起算して3年以内に6千円以上の場合、設定費用は1,000円とする。

第6条（ID、パスワード、ブログ記事の管理徹底） 本ブログ開設にあたり発行される一組のID及びパスワード並びにブログ記事については、申請団体の代表者及びブログ管理者が責任を持って管理すること。ID及びパスワード並びにブログの運用が同窓会HPの運用上不適切と同窓会長及び同窓会幹事長が判断した場合、ブログの閉鎖を行うことがある。

第7条（開設期間） 開設期間については、申請時に特に申し合わせのない限り期限を設けない。但し、2年以上の長期間にわたって利用実績のない場合には事務局より利用意志の有無について問い合わせをした上で（無回答を含めて）閉鎖する事もある。

第8条（記事削除又はブログ閉鎖） 開設目的とは異なる使用（個人使用，商的使用，等）や，公序良俗に反する使用及び書き込み内容が認められた場合，また，同窓会活動の一環として内容が不適切と同窓会長及び同窓会幹事長が判断した場合，ブログ記事の削除又はブログの閉鎖を行う。

附則

この規定は平成22年5月24日から適用する。